

午前 10時 30分開会

○池田委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。小枝委員が体調不良により、また子ども支援課長が公務出張のため、それから学務課長が家族看護のため欠席です。

日程に先立ちまして、人事異動のご報告です。7月6日付で、子育て推進課長の異動がありました。お手元に名簿をお配りしておりますので、ご確認をください。

それでは、子育て推進課長から一言お願いをいたします。

○小川子育て推進課長 7月6日付で、子育て推進課長事務取扱となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

本日の日程をご確認ください。陳情審査が1件、報告事項は、子ども部が2件、保健福祉部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。6月23日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに1件の陳情が送付されました。送付8－12、区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、審査したいと思います。

陳情書の朗読は省略をいたします。本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いをいたします。

○上原指導課長 それでは、区立中学校における平和教育と校外学習に関する陳情について、情報提供、ご説明申し上げます。

この陳情ですが、大きく二つの点についてご意見いただいているものというふうに認識しております。

まず一つが、平和教育が特定の立場に偏ることなく行われているかという点、そして、もう一つが、校外学習において生徒の安全が十分に確保されているかという点かというふうに存じます。

まず平和教育についてでございますが、区立中学校のほうでは、国の検定済教科書を使用しまして、学習指導要領に基づいて授業のほうを行っております。日本や世界の歴史、あと国際情勢、あと安全保障などについて、生徒の発達の段階に応じて必要な知識や理解を深めるよう、指導のほうを進めているところです。

平和教育に関わる学習でも、戦争や平和に関する歴史的事実、国際社会の動き、地域や人々の経験などを、資料に基づいて学ぶことを基本としています。特定の考え方だけを一方的に取り上げたり、特定の立場を生徒に押しつかけたりするようなものではございません。生徒が複数の資料や情報を比べ、自分で考え、深めることを大切にしています。こういった学習としまして、物事を多面的、多角的に捉え、根拠に基づいて判断する力を育成しているところでございます。

続いて、修学旅行をはじめとする校外学習についてでございます。各学校では、まず実施前に保護者説明会のほうを開催しているところです。その説明会ですが、実施の目的、訪問先、主な活動内容、行程、あと緊急時の連絡体制など、資料を用いて説明していると

ころです。

また、教員ですが、事前に現地を確認し、訪問先での学習内容、移動経路、安全体制、荒天時や、また体調不良の生徒が出た場合の対応などをその場で確認しているところです。その上で、学校が実施計画を作成しています。

教育委員会のほうでは、学校から提出された挙行届を基に、学習の目的や内容、行程、安全管理体制、引率体制などを確認し、必要に応じて学校に指導・助言を行った上で、実施を承認しているところです。したがって、陳情にございます過去3年間の記録確認については、校外学習を実施するための所定の手続の中で必要な確認を行っているものと認識しているところです。今後も各学校に対して教育活動の狙いを明確にして、生徒の安全確保を最優先にすることを徹底してまいります。

教育委員会としましては、平和教育をはじめとする各教科等の学習が、学習指導要領の趣旨に沿って適切に行われるよう、引き続き各学校を指導してまいります。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。ある程度、陳情項目の中の件については、今の課長の説明があったとおりかと思いますが、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項がございましたらお願いいたします。

○白川委員 私も、2023年に沖縄の平和使節団、参加させていただきました。その際にガイドの方がいらっしゃいましたけれども、みんな元教員の方で、引退なさったというお立場だったと記憶しております。ご説明は事実関係が中心だったものの、そこに自分の価値観というのを付加することがよくありました。で、その、その考え方というのが、私にはあまりに偏っていると。ある特定政党の考え方を隠さずに説明するという場面が本当によくありました。

ですから、私は、平和教育について区がしっかり、監視と言うとよくないですが、バランスが取れたものになっているという配慮というのは、やっていることは信用しています。ですが、例えば、修学旅行で沖縄に行くと。その場合に、生徒を地元のガイドさんに任せるといったときは、何が教えられているかというのは、やっぱり手が届かないところになっているので、ここは何かバランスの取れたものにする努力はすべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時42分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いいたします。指導課長。

○上原指導課長 ご質問ありがとうございます。平和使節団に関しましては、事前学習のところで、私も指導課のほうも少し入らせていただきまして、指導要領に基づいてしっかり平和教育というところで、指導主事が実際に進めていくところです。また、平和使節団、部署が違いますけれども、以前ご指摘いただいたところから改善がされているというところのお話は伺っているところです。

また、本区の修学旅行等でも、現地のガイドというよりも、そういったものについては、こちらであらかじめ確認をさせていただいているところですので、ご指摘いただいている

部分のご心配というところには及ばないかというふうに存じます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 まず、ちょっと陳情ですけれども、ちょっと教育基本法の16条、何を書いてあるかって、読んでいただけますかね。

○池田委員長 陳情書には添付はされていないんだけど……

○牛尾委員 関連することなんで。

○池田委員長 教育基本法14条……

○牛尾委員 16条。

○池田委員長 16条。

○牛尾委員 16条。

○池田委員長 16条。

ちょっと休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いします。指導課長。

○上原指導課長 教育基本法16条です。「第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 このとおり、時の政治とかに関係なく、やっぱり公正、適正に行わなければならないというふうになっております。今回ね、国の、文科省のほうで、教育基本法違反だということが言われましたけれども、ちょっとね、私としては、このやり方というのは、ちょっと踏み込んでいるんじゃないかというふうに思うんですね。

以前2015年に、森友学園が運営する幼稚園で、安倍首相、頑張れ、頑張れと言ったことが大きな問題になって、これ、国会でも問題になって、教育基本法違反じゃないかと言いましたけれども。そのときも、文科省は、この問題を教育基本法違反ということで、やってはいないんです。だから、行政のほうで教育に踏み込むというのは、本当に抑制的でなければならないと思うんですね。

で、今回の陳情でも、それに基づいて適正によくやられていますよということをおっしゃっていましたが、できるだけ、やっぱり教育への行政の介入というのはなく、やっぱり学校が自主的にいろんな教育を行っていく、自主性を大事にしていきたいと思うんですけれども、その辺については、区の教育委員会の姿勢というのはどうですかね。

○上原指導課長 学校の自主性というのは大変大事なかなというふうに思います。その中で、しっかり、国の検定教科書を使って、学習指導要領に基づいた学習を行っていくというのは非常に大事かと思っていますので、その筋は変わらないところです。

○牛尾委員 分かりました。ぜひね、そういった姿勢でお願いしたいと思います。

ただ、一方で、やはり修学旅行中の生徒の安全、これは本当にきっちり、学校としても

しっかり、各学校というか、区としてもしっかり、修学旅行中の生徒の安全というのは取り組んでいく必要があると思います。今回の沖縄の問題でも、やはり学校側の安全配慮の欠如というのは非常に問題があったかなと思いますし、やっぱり、この事故を契機に、区の研修、修学旅行についても、しっかりと安全対策は、区として学校任せにせずに取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○上原指導課長 安全対策につきましても、さっきの届出に基づいて確認させていただいていますし、もし、そこでちょっと、少し不安があるところではヒアリングさせていただいております。実際、修学旅行ではないんですが、昨年度、九段中等が至大荘行事で行ったときも、津波の注意報が出たというところで、一斉に、もう高台に避難するというような、いわゆる活動よりも生徒の安全を最優先した活動というのは、日頃から行われているところです。それは、学校のほうも一番優先すべきところとして捉えているところですし、私どもも、その辺りしっかり確認はしているところでございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 じゃあ、私も少し確認で。まず、この陳情の2番にある説明責任という部分で、しっかり説明会とかを行っていただいているという話だったですけれども。その説明会の中で、例えば保護者からの質問とかがあったら、そういう質疑応答とかも応じているのか、その点をお願いいたします。

○上原指導課長 質問にも対応するようにしています。また、欠席者の方からも、別に、例えば学校に質問を寄せていただきましたら、それに正対するように対応させていただいているところです。

○えごし副委員長 しっかり対応していただいているということで。

で、陳情の3番の過去の記録を確認することというのもありましたけれども、それも、これまでの指導要領とか、しっかりそういうのに沿ってやっているという話は、先ほどもありました。その上で、例えばこれまで、そういう保護者のほうから、過去のそういう修学旅行とか平和学習の中で、ちょっとこれはおかしいんじゃないかとか、そういう意見とかがあったかどうか、そこを教えてください。

○上原指導課長 私の記憶する限りでは、そのようなご意見を頂いたところはないんですけれども、それは学校がしっかり説明しているというところに基づいているのかなというふうに思っております。

○えごし副委員長 はい。大丈夫です。承知しました。

○池田委員長 はい。

ほかはいかがですか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 確認を取っていただきましたが、本陳情の取扱いについてですけれども、いかがいたしましょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 今のやり取りの中で、基本的には安全対策もしっかりやっていくと言われまして、ほかの項目についても、区としては見ているということで、この議論をもってお

返しするというのはいかがですか。

○池田委員長 ほかはいかがですか。今、牛尾委員からも出ましたとおり、陳情者の陳情項目の中、四つありますけれども、今の課長の説明も含めて、①②③については確認が取れました。で、④につきましては③の事例が確認された場合ということだったので、④の取扱いというところは特にないのかなと思っております。

というところで、今、牛尾委員もありましたが、この課長の説明及び皆さんからの確認が取れたということで、これをもちまして陳情者にお返ししたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、これをもちまして、陳情者にお返しをし、審査を終了したいと思います。

以上で、日程の1、陳情審査を終わります。

次に、日程の2、報告事項に入ります。子ども部（1）ちよだBRIDGE（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、ちよだBRIDGE（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業についてご説明させていただきます。

まず、2回前の常任委員会でもご説明しましたが、正式にPayPay株式会社と契約ができましたので、こちらのほう、名前を挙げさせていただいております。

PayPayのほうが提供する電子商品券、子ども1人当たり年間8万円を交付するというものでございます。また、なぜPayPayかというところでございますが、千代田区内のお店限定で、しかもチェーン店で使えないという形の設定が取れる。また、お店も新たに追加、またお店がやめた場合にそれを使えなくできるといったところもタイムリーにできるといったところも踏まえて、今回、それができるのがPayPayさんしかなかったというところでございます。

続いて、2番の申請・交付方法でございます。こちらは枠のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、対象のご家庭に区のほうから通知を行いまして、その後、ポータルサイトでご申請を頂きます。その後、書類審査をしまして、学生証や学校などへの在籍証明書のほうを確認させていただきまして、交付決定となった場合には、「すぐーる」にて登録書類の送付をさせていただきます。

その後、「すぐーる」を通じて保護者の方には登録を頂いた後、商品券コードを「すぐーる」で保護者の方に送付いたします。その後、PayPayアプリにコードを入力していただいて、商品券を取得していただきます。

今回、「すぐーる」を使う理由でございます。「すぐーる」を使うということにつきましては、私立のお子さんたちとも区がつながるツールができるといったことで、区の行事やイベントについて、私立であったり、国立、都立のお子さんたちにも、様々お知らせをお流しできるというふうを考えておりまして、それで「すぐーる」を使うというところでございます。

項番3番でございます。今後の予定のスケジュールでございますが、7月20日号に、広報千代田やホームページ、またSNSを使いまして、広報の周知のほうを図ってまいり

ます。で、8月1日からポータルサイトにて申込みの受付を開始しまして、前は10月からとお伝えしましたが、何とか頑張りまして、9月、一月でございますが、前倒し9月1日から、順次、商品券のコードの送付、利用開始というふうにさせていただきたいと思っております。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 幾つかあるんですけども、まず対象者へのお知らせですけども、これは広報千代田とホームページ掲載のみですか。

○加藤子ども総務課長 すみません。まず、通知書のほうを郵便で送らせていただきます。こちらについては、区立に通っているお子さんは教育委員会で把握しておりますので、住民基本台帳からその分を差し引いた形で、まず通知のほうを送らせていただきます。その後、先ほど言った流れ図のほうをご確認いただいて、ご登録いただくというふうに考えております。

○牛尾委員 分かりました。

あと、Pay Payで店を限定できるということがありましたけれども、例えば、その店がどこかというのは、これはどうやって分かる、Pay Payを見れば分かるもんなんですかね。

○加藤子ども総務課長 店舗については、Pay Payで確認もできます。それで、GPSを使っていれば、そこですぐ、どこの店舗かというのも確認することができます。

また、区のホームページのほうにもそちらのほうは掲載させていただきますし、あと、今回、今、8月1日——失礼しました、7月1日現在になると思いますが、使える店舗の主な店舗については、QRコードで区のホームページに飛べるようにさせていただくつもりでございます。

以上です。

○牛尾委員 もしお分かりになればですけど、大体7月1日時点で何店舗ぐらいあるものなんですか。

○加藤子ども総務課長 大体、今、前回1,200というふうにお伝えしましたが、今現在、トータルは1,500程度になりそうだとこのところなんですけど、ちょっと、せんだっておのでも委員のほうからお話いただきました、ちょっと、子どもが行くのにはちょっと不適合なお店もあるというふうなところもありますので、今そこについていろいろ確認を取っておりますので、トータル1,500ありますが、少し目減りするかなというふうに思っております。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 Pay Payのアクセシビリティについてちょっと知りたいんですが。というのは、私自身が使っていないもので。これは、大体みんな持っているという感じなんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 そうですね、ちょっと、どこまでかといったところは、確かに調査したものはないんですが、まあ、大体はお持ちなのかなというふうには思っております。今回、お持ちでないとしても、Pay Payのほうのアプリをダウンロードしていた

だいて、それでコードを入力していただければ、それで商品券分が使えるというふうになっておりますので、新たにアプリのほうを登録していただくだけで、個人情報の入力は不要ですので、そういう形で使えるようになります。

○白川委員　じゃあ、個人情報の話が出たので、一応ご確認します。すぐーるとPay Payと一応二つの業者をまたぐので、やり取りが多分、1、2、3、三つあると思うんですね。ここで個人情報を漏らさないというような契約とか、何かやっていますでしょうか。

○加藤子ども総務課長　個人情報の保護に関する契約の中に規定を設けておりまして、その中で、個人情報を漏らさないよという対応を取るよという形で行っております。また、その、例えば下請があったとしても、それについても誓約書を、Pay Payにも出してもらいますけども、下請の会社のほうからも、個人情報を使うものについてはその誓約書を出していただいて、そういった流出がないような形を取って——大体の契約はそういう形になっております。

○白川委員　一応、名目が就学者支援ということになっていますが、これは買えるものというのは、一応それに関連しているか、あるいは、もっと広く取る、取っても構わないという姿勢でしょうか。

○加藤子ども総務課長　基本的には、飲食であったり、あと文具、教材といったところのお店を中心にさせていただきたいと思っております。

○白川委員　全体としては全く問題ないと思います。ちょっと心配なのは、ちょっとスケジュールがタイト過ぎませんか。大丈夫でしょうか。

○加藤子ども総務課長　ご指摘ありがとうございます。うちの職員のほうはかなり頑張って、10月を何とか、ちょっと一月、Pay Payと交渉しまして、一月前倒しにできるようになったと。先日、かなりいろいろお叱りを頂いたので、ちょっと頑張って、双方ちょっと頑張って、やらさせていただいたというところでございます。

○白川委員　ありがとうございます。

○池田委員長　ふかみ委員。

○ふかみ委員　自身の経験で恐縮なんですけれども、2年ほど前なんですけれども、金曜日の夜中に、自分のPay Payからお金が盗まれているという経験をいたしまして、で、自分は少し詳しいので、プロキシを夜中に確定して、何らか止めることができたんですけれども、すぐ警察に電話をしたところ、警察のほうでは——あ、交番に電話したところ、交番のほうでは取扱いをしませんと言われて、月曜日になって麹町警察署のほうに行きました。で、警察署のほうでPay Payを使った方がいらっしゃるの、セキュリティ関係の理解が及ばず、その後、丸の内のサイバーセキュリティに問合せになりました。ですけれども、返ってきた答えに——私の質問は、これは個人情報が盗まれたことが犯罪対象になるのか、お金が盗まれたことが犯罪対象になるのか、どういう問題が起こっているのか、きちっと説明してくださいということだったんですけれども。結局、中継ぎの人たちが理解していないので、私のところに返ってきた答えはよく理解のできないものでした。

こういった犯罪、知能犯と言われる人たちというのはあるので、何かあったときに問合せ、また、この、先ほどもありましたけれども、Pay Payは、Pay Pay銀行、Pay Payクレジット、Pay Payポイント、別会社です。それによって連絡先も違い

ます。何か起こったとき、こういった、何かあったときに大きな問題にならないように、きちっとした配慮、連絡が、周知が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 今回使わせていただくのは、ポイントですので、P a y P a y ポイントという形にはなるんですが、そちらについての契約をしたときに、何かあったときの連絡先というのも頂いておりますので、それについては我々の課のほうで把握して、そういったことがあった場合には対応のほうをさせていただきたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○西岡委員 あくまで確認ですけれども、学生証や在籍証明書等の対象要件というところで確認できるものを提出するということで、要は区立に通われていないお子さんということを確認するという意味だと思うんですけれども、そこはしっかり確認作業はできるんですか。

○加藤子ども総務課長 基本的には、区立に通っているお子さん自体は、我々のほうで情報を持っていますので、確認は取れます。それ以外のお子さんに対して、今回お出しするという形になります。ですので、確認はできるかなというふうに思っております。

○西岡委員 インターナショナルスクールに通われているお子さんで、特殊だと思うんですけれども、大多数ではない中で、区立に在籍しながら、要はインターナショナルスクールに通っていらっしゃる、ちょっと混乱するのかなと思って。そこはしっかり、区別はできているという認識でよろしいんですね。

○加藤子ども総務課長 そちらについても、区立に通いながら、例えばインターナショナルに行っているお子さんで例えば給食を食べていないというお子さんについて、ちょっと例外的な規定はあるんですけども、そういったところは認識をしておりますし、そこはちょっと学務課さんとの相談になるんですが、ちょっと、どういう形でお出しするのかというのは、そこを今、詰めていまして、この電子商品券を出すかといったところについて、ちょっとすごい事例があるわけではないので、ちょっとそこについては、今、検討しているところでございます。

○西岡委員 ちょっと、まあ、バランスよくというか、工夫していただきたいと思います。

それと、すぐーるのアプリに関しても、これは、いわゆる保護者の方が用済みと思えば、もう、これ、契約を解除できるわけで、今後、何か例えば、災害情報とか、すぐーるって流れてくると思うんですけれども、こういうものも継続させるような工夫というのはなさいますか。

○加藤子ども総務課長 すぐーるについては、基本的にそのまま、例えばP a y P a y のメンテナンスをするときとかも含めて、いろいろ情報を流すつもりではございます。で、どういうふうに、これからすぐーるを、我々のほうとしてもどういうふうに使うかといったところは、ちょっと、いろいろ試してみないと分からない部分はあるかとは思っておりますが、できる限り、ちょっと継続して使っていただくようお願いをしたいなと思っております。

○西岡委員 そうですね。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。



○おのでら委員 様々によい事業にさせていただいて、ありがとうございます。

一つ確認させていただきたいのが、ふるさと納税のPay Pay商品券の仕組みに似たような形になると思うんですけども、そのふるさと納税の商品券、使える場所というところの状況を見てみると、Pay Payに、これまでPay Payを使っていないお店で、Pay Payを導入しましたと。それで、自動的に、どうも、そのふるさと納税の対象店になることがあるそうなんです。ですので、こちらの事業についても、自動で、適合しない、あまり好ましくないお店が入ってこないかどうかというのは、都度チェックいただきたいと思うんですが、そこはいかがですか。

○加藤子ども総務課長 そちらの情報もPay Payのほうから毎月上がってくるように今なっております、で、上がってきたところで、我々のほうでチェックのほうをさせていただいて、やっぱり、ちょっと不適合なお店の場合については、ちょっと使用についてはお断りをさせていただきたいなと思っております。

○おのでら委員 あと、使えるお店の確認についてなんですけども、やはり、ちょっとこら辺も、ふるさと納税を見ていると、あんまり使い勝手がよくないんですよね。ちょっと検索のし勝手もあまりよくなかったり、分かりにくかったりするのです。

で、またふるさと納税の話になってしまいますけども、どのお店がその対象店になっているかどうかというのは、やっぱり、店に入る前に見られると一番いいと思うんですけど、お店によってはどうもそういうステッカーみたいなのを貼っているみたいなんですけども、やっぱりそこはあまり進んでいなくて、分かりにくいと。

今回も愛称として「ちよだBRIDGE」という名称をつけていただいているので、ぜひ、そういうステッカーとかを作っていただいて、可能であれば、そういうお店に貼っていただいて、入りやすくなるというか、使いやすくなるというのも工夫いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 ちょっと、それもいろいろ考えてはいるんですが、ステッカーを貼るというところに、ちょっとお店側としての貼る貼らないの自由が、ちょっとあろうと思っておりますので、できる限り分かりやすくさせていただきたいと思っているんですが、ちょっと、必ずしもといったところは、ちょっと難しいなと思っております。

○おのでら委員 はい。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません。私も1点だけ確認で、先ほどPay Payアプリを入れたときの個人情報の入力不要だとありましたけれども、これ、Pay Payのアプリを削除してしまった場合、これ、記録は残っているということでよろしいのでしょうか。個人情報とかで登録していると、ちゃんとひもづけられていると思うんですけど、そういうのも入れていない場合の方、そこはどうなんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 ここの流れ図で言うところの⑤番の商品券コード、ここでその端末に商品券を8万円分、簡単に言うと、振り込む形にさせていただくと。で、その記録はPay Pay側に残りますので、それで、そのコードを使う、振り込んだ後は、もう使用、どのくらい使ったとか、そういったところの記録はもうPay Pay側のサーバー側に残りますので、その点は大丈夫かなと思っております。

○えごし副委員長 なるほど、分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）ちよだＢＲＩＤＧＥ（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業についての質疑を終了いたします。

次に、（２）令和８年度における区立学校園で実施している新たな取組について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、令和８年度における区立学校園で実施している新たな取組について、教育委員会資料に基づきましてご説明申し上げます。

今回、令和８年度について、拡充・新規事業について主立ったものを改めてご説明申し上げます。資料のほうをご覧くださいだと思います。

項番の２から入ります。まず一つが、①です。ちよだリテラシー教育についてです。

情報の真偽を見極め、批判的に読み解き、自ら考え判断し、適切に活用・発信できる力を身につけるため、新たな取組として、リテラシー検定のほうを実施していきます。その結果を基に教材を開発しまして、授業に生かすようにしてまいります。あわせて、読解力の向上や情報活用の学習を継続的に進め、一人一人に応じた指導の改善につなげてまいります。

検定につきましてはこれからの実施となりますが、既に各校では教育課程にリテラシー教育を位置づけまして、情報を正しく読み取る力、根拠を基に判断する力、複数の情報を比較・関連する力などの育成を図っているところです。

今後、検定結果を活用することで、児童・生徒がどのような力に課題があるのかを具体的に把握し、授業改善や教材開発につなげていきたいと考えております。

②です。国際教育の推進（外国人講師派遣）です。外国に関わる教育活動を推進するため、小学校における外国人講師の派遣日数を、週３日程度であったのを、令和８年度から週５日間に拡充しています。外国語の授業だけでなく、他の教科等の授業や休み時間、また給食といった授業以外の活動でも活用し、国際教育の推進を図っているところです。このことによりまして、児童が日常的に外国や異文化に触れる機会が増え、外国語を特別な時間というふうに扱うのではなく、学校生活の中で自然に関わるものとして動いている様子が現在見られるようになっています。授業では簡単な英語でのやり取りに進んで取り組む姿も増え、授業以外の場面でも挨拶や短い会話を通して外国人講師と関わろうとする姿も見えているところです。

③でございます。コオディネーショントレーニングについてです。より継続的な実施による体力向上と運動意欲の促進を図るため、実施回数を令和７年度の３回から、本年度は６回と拡充をしました。３回でも効果のほうは出ておりますが、実際に６回を試験的に実施した学校の伸びはそれ以上であったということも受けまして、全校園で実施回数を拡充し、体力向上を図っています。継続的に取り組むことで、走る、跳ぶ、投げる、バランスを取るといった基本的な動きを子どもたちが楽しみながら身につける機会が増えているところです。

また、こちら、取り組むことで、運動が得意な子どもたちだけではなくて、苦手意識を持つ子も成功体験が得やすいため、体を動かすことへの意欲、また自己肯定感の向上につ

ながるものと期待しているところです。

次に、④です。保幼小合同研修会についてです。小学校、幼稚園、こども園、保育園が連携・協働し、5歳児から1年生までの時期、つまり架け橋期に求められる教育の内容等を可視化し、それぞれの地域の実態に応じたカリキュラムを昨年度末に作成しました。本年度は、1月に小学校区ごとに一斉に保幼小合同研修会を実施しまして、架け橋期のカリキュラムの実施状況の確認と改善を行っていきます。このことを通しまして、円滑な小学校への接続を図ってまいります。

このカリキュラム作成の過程を通して、保幼小の教職員が子どもの育ちや学びをそれぞれの段階だけで完結して捉えるのではなく、5歳児から小学校1年生を連続するものとして共有していく必要性を改めて確認する機会となったところです。

最後に、⑤統括心理アドバイザーについてです。こちら新規事業となります。

心理的専門性を組織的に活用し、子どもや教職員への支援を高度化、一体化することを狙いとして、指導課直属の心理職が学校に訪問して解決策提示や助言に当たり、学校問題の迅速な対応、あと子どもたちへの理解力の向上を図っています。

さらに、WEBQUのほうも実施していますが、そちらの分析、また学校での研修、あとコンサルテーション、そういったものを行いまして、各学校、学級の適切な実態把握や改善に向けた助言等を通じまして、子どもたちが何より安心して学級で過ごせる環境づくりに努める取組を進めているところです。

学校が抱える児童・生徒理解や学級経営上の課題について、心理の専門的な視点から早期に助言を行えることになりまして、対応方針を整理しやすくなるというふうに期待しているところでございます。

本日は、この五つの新規拡充事業の紹介をいたしましたが、これらの取組としまして、子どもたちにとって実りある教育活動を展開し、よりよい学校生活につなげていきたいと考えております。

長くなりましたが、本件の説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 ありがとうございます。ずっとお願いしてきたことが本当にかなって、ありがたいんです。②番の国際教育の推進というところで、異文化教育というところで子どもたちも早期に、幼稚園、保育園の時代から関わってきたことが切れ目なくつながっていくことで、本当に国際教育としてもいい取組だと思うんですけども、今までは番町幼稚園が長くALTを入れていらっしゃるって、あと、九段小学校のほうでもALTが常時いるというところから、どういうふうに拡充をしたのか、教えていただけますか。

○上原指導課長 今お話しいただいた番町幼稚園、あと九段小学校、やはり試験的に導入させていただきまして、その中での教育活動をちょっと見させていただきました。それらを踏まえまして、昨年度、中学校の英語教育推進会議というのを実は開催しまして、有識者の方々からもそういった様子を見ていただきまして情報を頂きまして、今回、そういった意味で、小学校において、いわゆる常勤、ある意味常勤の状態をさせることによって、幼稚園、こども園を併設していますので、その中で1日だとか半日だとか、ALTが行けるような状態ということで行っております。日常的にいわゆる英語に触れるというところ、そういったところの充実というところが必要だろうというところで、そういった目的に

じて、入れさせていただいているところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと根本的なところで、令和8年度における区立学校園で実施している取組とありますけれど、これ、毎年こういう報告ってされていましたっけ。

○上原指導課長 実は、毎年しているものではなくて、今回新たな取組というか、少し広げた取組が多かったものですから……（発言するものあり）なかなかこういう細かいところで、特別委員会等でもお話しする機会がなかったので、ぜひ、こういう機会ですので、報告をさせていただいた次第です。

○牛尾委員 はい、了解です。別に、こういう報告をしていただくこと自身は、我々委員にとってもいいことだなというふうに思いますんで。

その上で、まず①番のリテラシー教育の中で、リテラシー検定、私、ちょっとよく分かっていないんですけども、リテラシー検定というのは、これ、一般的に、ほかのところでもやっているようなもんなんですか。

○上原指導課長 実は、やっておりません。本区独自で、開発も先行して始めて、全国に先駆けてやるような取組でございます。

○牛尾委員 要するに検定ということは、要するに、合格、不合格って、当然あるわけじゃないですか。で、リテラシーというのは、いわゆる読解力とか、その他様々なものを批判的に読み解くとか、いろいろあると思うんですけども。この検定の基準というのは、どういうふうに決めるのかな。

○上原指導課長 現在、本区のほうで育成したい七つの力というものを、もう掲げておりまして、それらの力がどの程度あるかというところを測らせていただきます。なので、検定の内容についても、例えば状況をストーリー立てて提示する中で、何が正しい選択なのかというところを選んでいくような状況で、検定というと、何か、まあ何点と、点数化はされる部分はあるんですけども、自分はどの部分が弱いのかというところを把握するような、一つの材料として取っていただくという。100点が素晴らしいというわけではなくて、ここはとても強いんだけど、この力は少し自分は弱いかなというところを自分自身も分かたり、また区の傾向も見える中で、どういった学習を進めていくと、より効果的かという、そういうところを測るような部分ですので、何かいい悪いというところを判断するようなものではございません。

○牛尾委員 まあね、そういうふうにおっしゃいますけど、例えば、漢字検定だったらさ、何点だったらもう合格ですよ。数学検定も同じですよ。で、あ、自分はこの部分が足らなかったなと、分かるわけじゃないですか。このリテラシーというか、この、非常に、何ていうかな、これ、線引きができるというもんじゃないじゃないですか。だから、子どもたちが、何ていうかな、検定に合格した、不合格になっちゃったとかいうことで、子どもたちが何か前向きにやっていこうとなっていけばいいんだけども、そうはならずには自分も駄目なんだみたいになっちゃうとよくないなと思うんで、そこは注意をして、もちろん、そうしないようにすると思うんですけども、そこはお願いしたいなと思います。

○上原指導課長 おっしゃるとおりです。それを、この検定をやることで自己肯定感とか、その後、下がってしまったら、元も子もないですので、これを前向きに捉えられるよう、フィードバックの仕方等もあるかと思います。その辺り、これから開発してくるところですので、今頂いたご意見等も踏まえながら、どういうフィードバックの仕方があるかという、その辺り、またちょっと研究しながら、いい検定にしていきたいなというふうに思っております。

○牛尾委員 よろしくをお願いします。

あと、④番の保幼小合同研修会。これも、幼稚園、こども園、保育園から小学校に行く間の小学校1年生のいわゆる壁というのをなくしていく取組だと思うんですけども、保育園といった場合に、民間の保育園もありますよね。そこについては同じようにやっていくんですか。

○上原指導課長 こちら、小学校区にある保育園にもお声がけさせていただいてまして、合同の研修会をさせていただいているところです。

○牛尾委員 特に民間園の場合は、結構人数がぎりぎりとか、先生方も大変だということがあると思うんで、そこは少し配慮していただいてね。まあ、ただ、全然参加しないというのも問題だと思うんで、そこは保育園ごとにあると思うんですけども、そこはいろいろ配慮いただければと思いますが。

○上原指導課長 現在、小学校区で行っていく中で、例えば民間の保育園もそう、区立の保育園もそうなんですけれども、参加しやすいようなところ、例えば午睡の時間に設定するとか、そういった工夫は、各小学校区でしっかり調整しながら行っているところですので、無理のないように進めていっているところでございます。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。

○白川委員 関連。

○池田委員長 あ、関連。はい、白川委員。

○白川委員 私も牛尾委員と同じ懸念を持っています、これ、いわゆるクリティカルシンキングですね、批判的思考力。で、批判的思考力を批判的思考力で測ることはできないというのが、この世界の常識なんですね。要するに、あらゆるものを批判的に見るというのは、その出てきたものも批判的に見るから、そこで点数をつけられないという矛盾があるというふうに言われています。ですから、これに検定というのは相性が悪いというのは、もう、多分、常識のレベルだと思うんですね。そこをどう配慮するかというのは、やっぱりもう一つご答弁いただいたほうがいいかなと思います。いかがでしょうか。

○上原指導課長 現在、批判的に、まあ、今回、育成する力の中でも批判的に読み解く力とかということも実は育成する力に入れさせていただいているんですけども、いわゆる批判的に見ていくというよりも、いわゆる、何か情報を簡単にうのみにせずという部分を、特に注視しているところです。簡単に言えば、見方、考え方という部分ですね、広く言うところ。そういった部分の育成というところを、それらをしっかり身につけて活用していくところを主に置いていますので、何か、こう、全て批判的というより、しっかりその中で共感する部分なんかも当然ありますし、発信者の意図を考える力というのも併せて育成しているところですので、それらを関連させながら育成を図っていったら、で、検定の

中でも、その辺り、何か偏ったものにならないような配慮はしながら、検定のほうを考えていきたいというふうに思っております。

○白川委員 よろしくお願ひします。それ、多分、バランスが大事であって、批判的というのが最初に出るというのが、特に就学前とか小学校のときにあんまりやるべきじゃないと思うんですね。要するに知識を蓄える時期であって、むしろあらゆるものを受け入れる時期であると。で、私がよくイデオロギーを廃するべきだ、教育ではイデオロギーを廃するべきだと言うのは、それさえやってくれば、あとは何でも受け入れると。うん。むしろ、疑わずに全部覚えちゃえというぐらいの時期だと思っているんですね。そのときに、あんまり批判というのを先に出すというのはよくないなと思っています。ですから、そこはバランスをぜひ、しっかりやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原指導課長 ありがとうございます。多面的、多角的にいろいろと考えていく力というのは当然大事になっております。発達段階に応じて、当然、情報リテラシーの中でどういった力を身につけていくという、その発達段階に応じたものがあるというふうに考えております。

現在、各学校にも指導計画を、その辺り、教科等の部分の指導計画の中に盛り込みながら、今どういった力がこの段階でつけられるかとか、そういったものをしっかり発達段階に応じたことを見てきているところです。で、実際、今回、検定等も踏まえて、それ以外に実態調査も行っていますが、実際、発達段階によって様々な力というのは、その中で見えてきているところですので、どういった教育活動が、今いる子たちに、その学年の子たちに適したものかというのをしっかり判断しながら、見極めながら進めてまいりたいというふうに思います。

○白川委員 一つヒントになるかなと思っているのが、アメリカの組織心理学者でアダム・グラントという人物がしまして、「ギブ・アンド・テイク」という本を、世界的ベストセラーを書いています。彼は20代でペンシルバニア大学ウォートン校、経営大学院ですけれども、の教授になっている天才的な人物で、ずっと定期的に本を書いているんですが、このクリティカルシンキングについても本を書いています。そこで、大事なのは批判精神というよりは、自分が何を間違っているかというのを素直に認める、自分が更新できる力だというふうに言っているんですね。

これであれば、批判というよりは、自分が今正しいと思っていることが間違っていると知ったときの喜びというのが成長させるというんで、子どものクリティカルシンキングの考え方でもそんなぶつからないかなと思っているんで、ぜひ取り入れていただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

○上原指導課長 ちょっと、また拝見させていただこうかなと思うんですけれども、先ほど言った七つの力の中には、やっぱり自分の力を形成する力というのも大事なかなというふうに思っています。併せて、先ほど情報をいかに正しく活用するかという観点も、当然大事になってくると思います。あと、そういった中で、様々な情報を得ながら、自分自身の考えを形成していく。そこでいろんな解決の道を探っていくとか、いわゆる探求的なところですね。そういった力というのは同時につけていくところがありますので、今、リテラシー教育という、一つの小さな、まあ小さいか大きいかはあれなんですけど、枠の中なんですけど、学校教育の中で全てでそういったものを行っていくところですので、お話しした

いたような点も踏まえながら、教育のほうをどういうふうに行っていくかと、改めて確認させていただこうと思います。

○白川委員 ジャあ、もう、これ、最後です。

そのアダム・グラントが言っていることで、人間を3種類に分けるんですね。ギバー、テイカー、マッチャー。ギバーというのは人に与えるのが好きな人。テイカーというのは人から奪うのが好きな人。マッチャーというのは、もうとにかく公平であるべきだという考え方。それで、その人たちが組織に入ったときに誰が出世するかというのを詳しく論文で書いているんですけど。これ、ギバーだったんですね。人にもうたくさん与えて、人に喜んでもらうのが大好きな人間というのが結局一番出世しているんだというのを論文で出して、それで世界的ベストセラーになっているということなんですね。

子どものときに大事ななのというのは、この考え方だと思うんですよ。要するに、あんまりクリティカルであるというよりは、おおらかに、でも、何か自分が得するより人が喜んでもらったほうがうれしいよねと。で、なおかつそれが出世につながるというんだから、私はこんないい話はないなと思っているんですが。ですから、もし取り入れるのであれば、ぜひ前向きにやっていただきたいなと。これは希望です。よろしくお願いします。

○上原指導課長 受け入れるばかりではなくて、当然、学校教育の中で発信者というところも非常に大事な視点かと思っています。様々な教育活動の中で、協働的な活動、学びというのをしていく中で、ただ受け入れるだけじゃなくて、やっぱり自分の考えだとか、そういったものを他者に惜しみなく与えてくれる、いわゆるギバーですね、そういった力ですか、そういったものを育成していくというのも大事ななというふうに思っておりますので、教育活動を通じて育成できればいいかなと思っています。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 昨年度、ちよだりテラシー教育については、実際に授業も拝見しまして、子どもも活発に参加されていましたし、内容的にも非常に充実していたので、ここは大変期待の持てるところだなというふうに考えております。そのときに、学校公開のときだったんですけども、講演会、保護者向けの講演もあったんですね。それも参加させていただいて、すごく勉強になる内容で、子どもにスマホを持たせるというのはどういうことなのかとか、親の視点からも本当に非常に重要な点を教えていただいて、ありがたかったなと思っています。

そういった意味でも、やはり子どもだけでなく保護者も、こういった区がどのようなところに力を入れていて、こういったところが大切なんだよということを教えていただける機会というんですかね、というのをたくさん設けていただければなと思うんですね。ですので、ほかのこの国際教育の推進であったり、コオディネーショントレーニングだったり、こういったところについても、講演であったり、保護者にご説明する機会というのを設けていただければなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○上原指導課長 これ、各学校の取組になってくるかなと思うんですけども、当然、年度当初と、こういった部分に学校教育として力を注いでいきますよと。経営方針等、そんな説明会があるかと思います。その中で、当然、区の教育施策というところも位置づけた中で学校経営というのがあるわけなんですね。そういった発信というところは、学校のほうでもしっかりさせていきたいなと思います。また、区としても、機会がありましたら、

こういった部分、発信できればいいかなと思っています。

実際、国際教育でA L T、常時配置していますので、それを見ていただくと区の力の入れ方なんかも分かるかなと思うんですけど、今回、リテラシー教育に関しても、検定をしますと、いわゆる講評みたいなのが入りますので、それは保護者向けの部分もありますので、保護者の方にもそういった部分で非常に共有できる部分があるかなという、そういったものもあります。発信には努めてまいります。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 同じリテラシー教育のところで、やはり子どもたちが、SNSで流れてくる情報が正しい情報なのか、それともこれは詐欺まがいのものなのかという判断をするような力というのはすごく大事だと思うんですが、これ、千代田区独自ということで力を大変入れていらっしゃるの存じていますが、この教材を開発するという部分で、どの程度区が関わっているのか。あと、コストというのはどのぐらいかかっているものなんですか。

○上原指導課長 教材開発につきましては、これから開発するところなんですけども、先ほど言ったリテラシー検定で、ここはもう少し伸ばしたほうがいいかなという部分については、区のほうも、指導主事等も、そこでこういった学習教材があるといいなというところで作成の委託をするところなんですけども、そちらと協議を重ねて、しっかりしたものをつくっていければいいかなというふうに思っております。

実際、リテラシー検定、教材開発も含めてですけれども、現在、予算立てとしても44万1,400円の中で、検定から、教材開発から、全てお願いしているところでございます。

○西岡委員 それは、開発会社というのは、どういう特徴がある会社なんでしょうか。コンサルになるんですか。

○上原指導課長 実はこれから決定するところでございます。

○西岡委員 はい、分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）令和8年度における区立学校園で実施している新たな取組についての質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給について、理事者からの説明を求めます。

○宮原生活支援課長 それでは、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給につきまして、保健福祉部資料1に基づきご説明をいたします。

まず、1の経緯でございますが、平成25年生活扶助基準改定については、令和7年6月の最高裁判決により、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことから、国は新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することを決定いたしました。

決定内容の概要につきましては、2の概要をご覧ください。また、イメージ図も併せてご覧いただければと思っております。

追加給付の内容としては、全部で三つのものがございます。

まず、①といたしまして、平成25年改定で実施しました水準調整を新たな水準調整に



変えることで発生した差額分を遡って支給いたします。

②番といたしまして、この基準に基づき算定している各種の加算額等の各種金額についても、これも差額について相当する額を支給するというところでございます。

こちら①番と②番については、平成25年8月から、平成25年改定の影響が残る令和8年3月までの期間に保護費等を受給していた方全ての方が対象となり、全国の基礎的自治体にて支給事務を行うということとなりました。

一方、③番でございます。こちら、その裁判の原告についてなんですけれども、こちらについては、国において2.49%の差額に追加で、追加給付に上乗せして特別給付金として、支給事務を国が実施するという形で支給するという形になってございます。ですので、千代田区で行うのが①番、②番でございます。

3番でございます。そこで、千代田区における追加支給対象者と支給方法についてご説明したいと思っています。

先ほど申し上げました平成25年8月から令和8年3月までの期間において保護費等を受給されていた方について区として支給事務を行ってまいりますが、こちらについては、現在、保護が停止中となっている方は現在受給中世帯として、また区で保護が廃止された方についても、廃止世帯として、それぞれ支給対象とするところでございます。ただし、生活保護の受給については一身上の権利とされておるところでございますので、今回、お亡くなりになった方については対象外ということで、国から連絡を受けてございます。

①番の現在受給中の方、区内に約500世帯ほどいらっしゃいます。こちらの方につきましては、令和8年7月31日に予定しております、令和8年8月分の保護費等の支給に合わせて支給を行います。よって、こちらの方については、特段、申請等の手続はなくお受け取りが可能となっております。

一方、②番のおおよそ1,500世帯の、かつて千代田区で保護を受けていて、その後、保護廃止世帯となられた方につきましては、こちらご本人から申請を頂いた上で、区のほうで審査を行い、支給を行ってまいるところでございます。こちらの申請受付につきましては、国が決定した、全国一律で決定しました申請受付日から開始することとされておるところでございます。現在、国から、この日付が夏頃だということで連絡が入ってございます。具体的な日にちが決まりましたら、すぐ区のホームページ等で周知してまいりたいと思っております。

4番のスケジュールでございます。

本委員会報告後、明日には、区のホームページにて、分かる範囲での事前周知を始めてまいりたいと思っております。また、広報7月20日号でも周知を行わせていただいた後、受給中の世帯については、7月の下旬に追加給付の決定通知を送った上で、先ほど申し上げました7月31日の8月分支給時に合わせてお渡しをしたいと思っております。

保護廃止世帯の方については、国の受付開始日以降、順次、区でも受付を行っていく予定でございます。

ご説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 要するに、平成25年に下げた分が違法だったよという判断でしょ。で、生活保護というのは、いつから受給したかによってあると思うんですけど、例えば仮に、こ

の平成25年以前から生活保護を受給していたという方は、差額分掛けるの、150か月分ぐらいになるのかな。それが支給されるということなんですか。

○宮原生活支援課長 委員ご指摘のとおりでございます。平成25年8月より前に受給されていた方については、その差額支給分を令和8年、今もずっと受け続けていた場合には令和8年3月まで支給をしていくということでございます。これは、おおむね国のモデルケースで申し上げますと、仮に単身世帯の方で、平成25年からずっと、今も現在も受け続けていらっしゃる方で、およそ10万円程度の差額分支給という形になってございます。

○牛尾委員 これはもう、この、仮に満額10万円受給したとしますよね。これは今の、いわゆる生活保護の生活扶助とかとは全く関係なく、ということですよ。要するに、大きく収入が増えるわけじゃないですか。それについては、とにかく、例えば扶助から引かれるとか、何か課税になるとか、そういったことも全くないということですね。

○宮原生活支援課長 こちら差額分の支給については収入認定の対象外ということでございますので、こちら差額については、そのままご世帯の生活費等に使っていただけるものでございます。

○牛尾委員 これは大体、これからいろいろ調査されるんでしょうけれども、大体いつぐらいから支給していくという感じなんですか。

○宮原生活支援課長 現在受給中の方については、今月末の7月31日の、ちょうど8月1日が土曜日でございますので、その前日の7月31日の8月分支給の際に併せてお渡しできるように、鋭意職員のほうで頑張ってお対応中でございます。生活保護の廃止世帯については、今後、国の受付開始日以降、順次対応してまいります。

○牛尾委員 これ、当然、財源は国から出るんですよ。

○宮原生活支援課長 こちら、いわゆる事務的な経費については、国基準に基づきますけれども、全額、国のほうで出の中で、また、生活の差額分については、通常4分の3が国、4分の1が地方ということでございます。中には都費支給の方もいたり、区費支給の方もいたりするんですけども、そんなような形で分けて対応ということでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○白川委員 これ、生活保護というのは、基本的に申請主義ですよ。で、今回は例外を設けるというような考え方でいいんでしょうか。

○宮原生活支援課長 委員ご指摘のとおり、いわゆる住みながらの方であれば、その住んでいる居住地の福祉事務所のほうで対応となりますが、路上生活等を営まれている方については、そのところで、申請されたところで対応するということでございます。

一方で、こちらの申請につきましては、現在受給中の方は当然その受給中の市区町村の対応というところ、で、廃止の世帯については、それぞれ廃止を行ったところに申請者のほうが申請をするという形になってございます。

○白川委員 分かりました。はい。大丈夫です。

○池田委員長 はい。

えごし副委員長。

○えごし副委員長 今回の件に関しては、個人個人によって、状況、内容も、もう全然変わってくるというふうに思うんですけれども。これ、国でも、厚労省のほうでこの保護費の追加給付相談センターというのがあって、そこに相談してくださいという話もあります。自治体によっては、その自治体でコールセンターのようなものを設置している自治体もあるんですけれども、そういう相談体制についてはどのように考えられているか、教えてください。

○宮原生活支援課長 相談体制でございますが、まずもって、受給中の方については担当のワーカーがございます。また、支給日も間近でございますので、決定通知等を送りながら、それぞれ担当ケースワーカーのほうからご説明をさせていただく予定でございます。

一方、廃止世帯につきましては、まずもって、国のほうで一律のこの相談センターを設けておるところでございますので、その相談場所も案内をしつつ、区のほうでも担当の職員を、コールセンター等を特に設けず、生活支援課のほうで、直接お電話のお問い合わせ等、受け付けさせていただく予定でございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の２、報告事項を終わります。

次に、日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）はい。

以上で、日程の３、その他を終わります。

最後に、日程の４、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午前１１時４４分閉会